

◇令和6年度【前期】同窓会奨学金申請対象条件一覧表

- ①学部在学生在対象です。
ただし、学部5回生以上で休学期間がある場合、在学月数が37ヶ月以下(令和6年4月1日時点)の者が対象となります。
- ②日本学生支援機構給付奨学金受給中の者は申請できません。
- ③同窓会奨学金の申請は、日本学生支援機構給付奨学金の申請を前提としています。
ただし、事情により、給付奨学金に申請できない場合はこの限りではありません(下記、申請区分6~9)。
- ④令和5年度同窓会奨学金を受給した者は申請できません。
- ⑤授業料免除及び徴収猶予制度(【大学独自制度】、【新型コロナウイルス感染症対応制度】)に申請の結果、授業料免除が許可された者は対象となりません。
- ⑥以下の◎のついた、いずれかの申請区分に該当していることが必要です。 :選択不可

申請者	申請区分	申請者の状況	学部生		
			令和6年度		
			1回生	2回生以上	
日本学生支援機構 給付奨学生	1	令和5年10月以降、給付奨学金が支給されていない者。ただし、自己都合で支給を受けていない者は対象外。		◎	
	2	学業成績等にかかる基準により、令和6年4月以降、給付奨学金が支給されない見込の者。ただし、同窓会奨学金の学力基準を満たすこと。		◎	
日本学生支援機構 給付奨学生 ではない者	給付奨学金不採用者	3	令和5年度給付奨学金・二次採用(後期)に申請し、不採用となった者		◎
		4	令和6年度給付奨学金・予約採用に申請し、不採用となった者	◎	
	給付奨学金に 申請中・申請予定者	5	令和6年度給付奨学金・定期採用(前期)または家計急変採用に、申請中もしくは申請予定の者 ※審査の結果、給付奨学生に採用された者は支給の対象外 ※6月末日までに審査の結果がでていない者は支給の対象外	◎	◎
		6	給付奨学金の「家計にかかる基準」を満たさない者(日本学生支援機構「給付奨学金シミュレーション」※1で給付奨学金の対象とならないと試算された者)	◎	◎
	給付奨学金に申請できない(支援の対象とならない)者	7	給付奨学金の「大学への入学時期に関する要件」を満たさない者 ※高校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学への入学日までの期間が2年を経過した者等	◎	◎
		8	給付奨学金の「在留資格等に関する要件」を満たさない者 ※在留資格が「留学」「家族滞在」の者等	◎	◎
		9	本学あるいは他大学で、給付奨学金を受給していたが、支給終了となった者 ※「学籍要件により給付奨学金が廃止になった者」を含む	◎	◎

※1 日本学生支援機構のWebサイト上にある、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションツール。「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」で、給付奨学金の対象となるか否かを試算できる。
給付奨学金シミュレーションについて
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

上記条件を満たすが、申請の対象外となる者	授業料を滞納している者 当該年度に本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者 同窓会奨学金をこれまで2回受給した者 日本学生支援機構の給付奨学金満期者
----------------------	---